

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年3月4日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

交付申請を却下した理由は、①愛の手帳交付基準に基づき判定した結果、②知能測定値やその他の聴取内容等から総合的に判断し、③発達期（18歳未満）から現在まで愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあるとは認められず、非該当としているが、②の知能測定値について過去測定時IQ73の際より低下を感じており、基準以下が妥当である。発達期（18歳未満）においても、交付基準を満たす状況であったが、母自身の障害のため正確な成育歴が伝わらなかった。そのため基準を満たしているにもかかわらず③の判

断に至ったため、却下は不当である。

また、請求人の経歴の把握が処分庁には不足していること、知的能力は反復によるもので金銭管理能力はなく4度レベルに相当すること、職業能力は仕事上のパートナーにより実現したものであること、社会性は郵便物の放置による障害年金が受給できなかったことや（大家との）金銭トラブル、婚姻歴や整理整頓ができないことなど、意思疎通は専門用語といっても専門学校での反復により身についたものであること、精神科を受診していること、身体的健康では自律神経失調症等の自覚症状があることから、弁明書にある非該当には当たらない。

更に、令和4年8月15日に追加提出したとおり、請求人が「自閉スペクトラム障害、境界域精神発達遅滞」であると診断した同年5月25日発行の診断書、請求人の小学校5、6年の担任に聞き取った学習面・行動面の記録、及び請求人の知的な遅れに関する状況資料、及び口頭意見陳述の場における主張のとおり、請求人の知的障害の程度は愛の手帳の支給対象に相当する。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 8月 1日	諮問
令和6年 9月 17日	審議（第92回第3部会）
令和6年10月 15日	審議（第93回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### 1 要綱等の定め

(1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、知事に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1。以下「総合判定基準表」という。）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

(3) 都要綱 5 条 1 項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、判定機関の長

を經由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙１）によれば、障害の度数は、「１度（最重度）」から「４度（軽度）」までに区分され、４度（軽度）の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「４」程度のものに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

そして、都要綱５条３項は、同条１項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

- (4) 都要綱１２条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和４２年３月２０日付４２民児精発第５８号。以下「実施細目」という。）の４・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の４・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## ２ 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ 73と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分に相当し、４度と判定されている。

処分庁が請求人に行った心理学的判定においては、請求人の

生育歴及び現在の状況から、知的障害というより自閉スペクトラム症等が強く疑われるとされ、判定会議における審議の結果、知的測定値は4度（軽度）域であるが、経歴からは発達期から現在まで愛の手帳に該当する程度の知的な遅れがあったとは認められないとされている。

#### イ 「知的能力」について

心理学判定においては、専門用語を交えて流ちょうに説明することも可能であり、現状の生きづらさについても語ることが観察されている。趣味についても聴取し、自動車運転免許を所持し、金銭管理は社会福祉協議会と相談しつつも、概ね請求人が管理している。医学的判定においては、多語文を用いて流ちょうに話すことができ、手帳申請理由、現在の困りごとについても語ることが可能であった。社会人になってからの単身渡航のエピソード、就労歴などから自立して生活していたことも判断できた。請求人の持参したプリントには、自分が発達障害であることや現在の社会の対応が不十分であることなどが丁寧な文字で理路整然と記述されており、抽象的、難解な単語を織り交ぜて流ちょうに話すことができていた。面接の様子からは、日常生活に支障を生じ援助を必要とするほどの知的障害とは判断できず、請求人が抱えている困難は、発達障害及び生育環境によるものが大きいと判断された。判定会議においても、成人期以降の単身留学や職業等の経歴から、知的な遅れがあるとは認められていない。そして、発達期（18歳未満）における知的障害等に関する客観的な資料の提出はされていない。

以上のことから、知的能力に関しては、4度（軽度）レベルを超えており、非該当に相当すると判定されている。

#### ウ 「職業能力」について

請求人は、〇〇、〇〇での就労経験、〇〇での〇〇での所属、〇〇で働くほか、〇〇の仕事を行っていた。会話は苦手だが、

トラブルになることはない。〇〇の資格を取得し、〇〇の仕事を行い、〇〇の仕事も経験している。

以上のことから、個別判定基準表における4度（軽度）レベル「単純作業は可能であるが、時に助言が必要」を超えており、非該当に相当すると判定されている。

#### エ 「社会性」について

7年前から親と別居し、独居生活を送っており、社会人になってからの単身渡航、〇〇としての就労歴等から自立して生活していたと記述されており、婚姻歴もあり、夫婦で活動して生計を立てていた時期もあったと、心障センターの職員は聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における4度（軽度）レベル「対人関係の理解及び集団的行動が概ね可能。また、配慮のもとに、社会生活が可能」を超えており、非該当に相当すると判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

上記イのとおり、心理学判定においては専門用語を交えて流ちょうに説明することが観察された。医学的判定においても多語文を用い、心理学的判定場面と同様に抽象的、難解な単語も織り交ぜて流ちょうに話すことができていた。持参したプリントにも自分が発達障害であること、現在の社会の対応が不十分であることなどが理路整然と記述されていた。

以上のことから、個別判定基準表における4度（軽度）レベル「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」を超えており、非該当に相当するものと判定されている。

#### カ 「身体的健康」について

現在、服薬治療は受けておらず、特段身体疾患もなく健康である。医学的判定に特記事項は見られず、服薬の必要性、入院

の必要性も認められない。

以上のことから、非該当に相当するものと判定されている。

キ 「日常行動」について

判定場面において、請求人は毎日眠ることが困難で、トラウマにより、フラッシュバックがあることを聴取している。一方で服薬治療は受けていない。また、自傷、他害の問題はない、

以上のことから、「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当する3度（中度）とは認められないが、睡眠の問題があることから、全く行動障害がないということとはできず、「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。」の区分に相当するものとして、4度（軽度）と判定されている。

ク 「基本的生活」について

基本的には単身生活を送っており、食事、着脱衣等も自立している。しかしながら、公共交通機関の利用に関しては初めての利用は不安があるとのことであった。さらに、予測できない状況ではパニックで固まることも聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度（軽度）と判定されている。

ケ 小括

上記ア～クによりプロフィール欄は全8項目のうち3項目が4度（軽度）相当、他の5項目が非該当とされている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA48 IQ73 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「現在、知的障害に起因する社会生活上の困難は認められない。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

本件申請は、18歳以上の者からの新規申請であることから、総合判定に当たっては、請求人が現在、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあることに加え、発達期（18歳未満）までに知的機能の障害が現れていたことを確認する必要があるとされている（1・(1)及び(2)）。

しかし、本件申請時に、請求人から処分庁に対し、発達期（18歳未満）における知的障害等に関する客観的な資料の提出はなく、上記(1)の心理学的判定や判定会議の審議結果を踏まえると、請求人が発達期（18歳未満）までに知的障害を有していたと認めることはできない。

そして、総合判定は、単に知能指数をもって行うのではなく、総合判定基準表に基づいて行われるところ、確かに請求人の知能指数は4度（軽度）相当ではあるものの、上記(1)のとおり、本件判定書の個別判定基準表によるプロフィール欄は、8項目のうち3項目が4度（軽度）相当、他の5項目が非該当とされており、非該当の項目の方が4度（軽度）相当の項目よりも多い。

プロフィールの各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門技術的な判断として、合理性のあるものと認められる。

また、発達期において愛の手帳4度（軽度）相当の知的機能の障害が現れていたと判断するに足る客観的情報は得られていない。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、4度相当の項目より非該当の項目数が多く、発達期における知的機能障害を裏付ける事実も認められないことから、非該当と判断するのが相当である。

以上のことから、上記(2)の医学的所見欄、心理学的所見欄、社会診断所見欄など本件判定書の記載内容を総合して判定すると、

請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における区分は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のもに該当するもの」（4度（軽度））にも、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは、『程度不明』とする。」（程度不明）にも該当しないため、「非該当」とであると判定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分の違法性、不当性を主張する。

しかしながら、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳の交付における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人代理人は、令和4年8月15日付けで、請求人が「自閉スペクトラム障害、境界域精神発達遅滞」と診断された同年5月25日発行の診断書、請求人の小学校5、6年次の担任による学習面・行動面の記録、及び請求人の知的な遅れに関する状況を説明した資料を提出し、審理段階における口頭意見陳述の場においても、請求人の知的障害の程度は愛の手帳の支給対象に相当すると主張している。

しかしながら、請求人代理人から上記の診断書等が提出されたのは、本件申請後であるところ、本件審査請求においては、本件申請書（本件申請時に提出された診断書を含む。）及び本件判定書に基づいて行われた本件処分の妥当性が審査されるのであるから、請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、上記の診断書等を添付の上、処分庁に対して改めて愛の手帳の交付申請を行うことが可能である。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1 及び別紙2 (略)